

# 平成31年度本係数に基づく納付金及び保険税額等 について

1. 平成30年度収支見込み … P1
2. 川西市国保における賦課限度額引上げと法定軽減対象者拡大による影響… P2
3. 均等割及び平等割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについて … P3
4. 加入世帯数・被保険者数の推移 … P4
5. 現年度収納額と収納率の推移 … P5
6. 平成31年度本係数に基づく本市における納付金及び保険税額について… P6
7. 平成31年度本係数時の近隣市の標準保険料率の比較 … P8

# 平成30年度収支見込み

## 1 平成30年度以降の国民健康保険特別会計の仕組み

○市は県に割り振られた納付金を支払い、県は市の給付費を全額負担する。

○市は県に納める納付金と市で実施する保健事業の費用等を賄うために税率設定をする。

歳入	保険給付費等交付金 (普通交付金) ※市の給付費を県が負担するもの	保険給付費等交付金(特別交付金)	繰入金 繰越金等	国民健康保険税	徴収金等
	給付費 (審査支払手数料・出産育児一時金・葬祭費含む)	国民健康保険事業費納付金			保険給付費等交付金償還金
歳出	歳入歳出差引0			この部分の収支状況は下記のとおり	

## 2 平成30年度川西市国民健康保険事業特別会計の収支見込みについて

(単位：千円)

	科目	決算見込額	
歳入	①国民健康保険税	3,321,471	
	②使用料及び手数料	1,557	
	③県支出金	保険給付費等交付金 (普通交付金を除く)	409,044
	④財産収入	利子及び配当金	4
	⑤繰入金	一般会計繰入金	1,234,731
		基金繰入金	0
	⑥繰越金		148,406
⑦諸収入	延滞金、加算金、過料	29,800	
	雑入	47,941	
歳入合計		5,192,956	
歳出	①総務費	293,983	
	②保険給付費(交付金対象外の審査支払手数料)	390	
	③国民健康保険事業費納付金	4,455,204	
	④保健事業費	146,861	
	⑤諸支出金	169,524	
	⑥予備費	0	
歳出合計		5,065,960	
歳入歳出差引額		126,996	

※11月末時点の数値。

※端数処理を行っているため、各科目の数値の積み上げが合計欄の数値と一致しないことがある。

# 川西市国保における賦課限度額引上げと法定軽減対象者拡大による影響

保険税額

賦課限度額の引上げにより高所得者層の保険税負担が増えるため、その分今後の税率設定において中間所得者層の税負担に配慮することができる。

賦課限度額引上げに伴う影響額  
約9,383千円

上限額  
H30年度①  
1,046万円相当  
H31年度②  
1,091万円相当

給与収入	
1人世帯	2人世帯
1,046万円相当	1,006万円相当
1,091万円相当	1,051万円相当

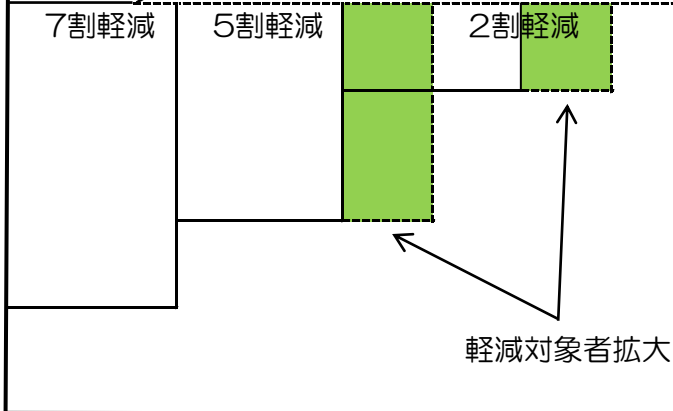
賦課限度額引上げの内訳

	医療給付費分	後期支援金分	介護納付金分
H30年度①	58万円	19万円	16万円
H31年度②	61万円	19万円	16万円
引上げ額 ②-①	3万円	0円	0円

限度額超過世帯数とその割合

	医療給付費分	後期支援金分	介護納付金分
限度額改定前	329世帯 (1.6%)	443世帯 (2.1%)	216世帯 (2.5%)
限度額改定後	299世帯 (1.4%)	同上	同上

応能割合



応益割合

上：対象世帯 中：対象被保険者 下：軽減額

	7割軽減	5割軽減	2割軽減
軽減基準見直し前	5,880世帯 7,810人 349,568千円	2,654世帯 4,921人 136,765千円	2,718世帯 4,839人 53,045千円
軽減基準見直し後	同上	2,711世帯 5,030人 139,746千円	2,746世帯 4,873人 53,432千円

軽減対象者拡大による影響額  
5割軽減 約 2,981千円  
2割軽減 約 387千円  
合計 約 3,368千円

## 軽減対象者拡大の内容

①2割軽減の拡大・・・軽減対象となる所得基準額を引き上げる

(現行) 所得基準額 33万円+50万円×被保険者数

→ 給与収入 148万円相当(1人世帯), 216万円相当(2人世帯)

(改正後) 所得基準額 33万円+51万円×被保険者数

→ 給与収入 149万円相当(1人世帯), 219万円相当(2人世帯)

②5割軽減の拡大・・・軽減対象となる所得基準額を引き上げる

(現行) 所得基準額 33万円+27.5万円×被保険者数

→ 給与収入 125.5万円相当(1人世帯), 153万円相当(2人世帯)

(改正後) 所得基準額 33万円+28万円×被保険者数

→ 給与収入 126万円相当(1人世帯), 154万円相当(2人世帯)

# 均等割及び平等割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについて

## 1 見直しの内容

被用者保険（全国健康保険協会・健康保険組合・共済組合など）の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者（65歳以上75歳未満）が新たに国民健康保険に加入する場合、申請により保険税の減免を受けることができる。

平成30年12月12日付の厚生労働省保健局通知により、平成31年度以降の分の保険税の算定に当たっては、対象者の均等割及び平等割について、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該減免を実施することとなった。

平成30年度までの減免		平成31年度以降の減免	
減免内容	減免期間	減免内容	減免期間
(1) 所得割額の全額	当分の間	(1) 所得割額の全額	当分の間
(2) 均等割額の2分の1	当分の間	(2) 均等割額の2分の1	資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間
(3) 65歳以上の被扶養者のみで構成される世帯は、平等割額の2分の1	当分の間	(3) 65歳以上の被扶養者のみで構成される世帯は、平等割額の2分の1	資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間
※(2)と(3)については、7割、5割軽減に該当する世帯を除く。また、2割軽減に該当する世帯は、さらに3割を軽減し、合計2分の1の減免となるようにする。		同左	

## 平成31年度影響額（H31.6.30時点での推計値）

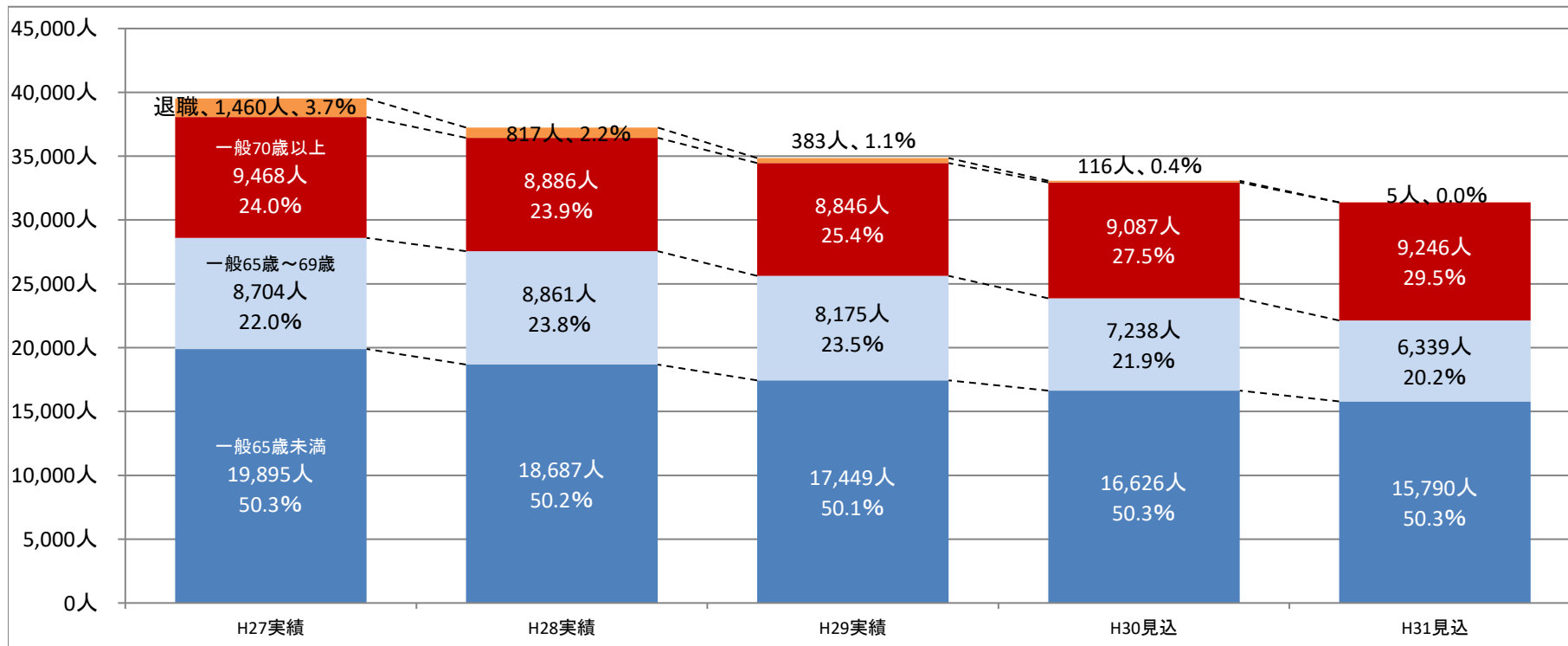
	30年度までの基準（A）		31年度以降の基準（B）		差引（B）－（A）	
	減免額（円）	件数	減免額	件数	減免額	件数
医療分	9,302,635	382	4,722,461	175	△ 4,580,174	△ 207
支援金分	3,545,431	382	1,795,704	175	△ 1,749,727	△ 207
合計	12,848,066	382	6,518,165	175	△ 6,329,901	△ 207

# 加入世帯数・被保険者数の推移

(単位:人)

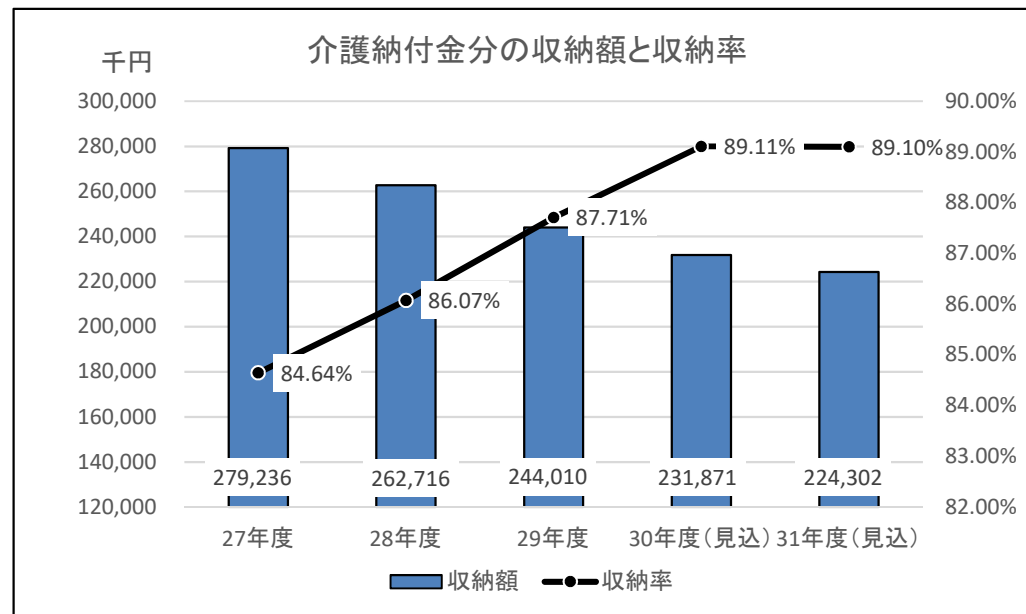
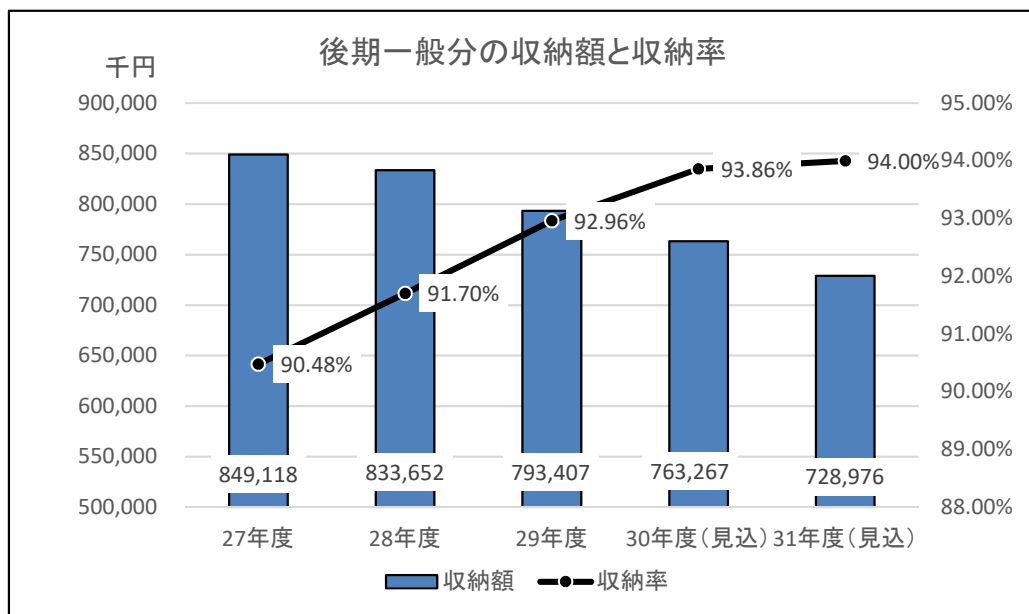
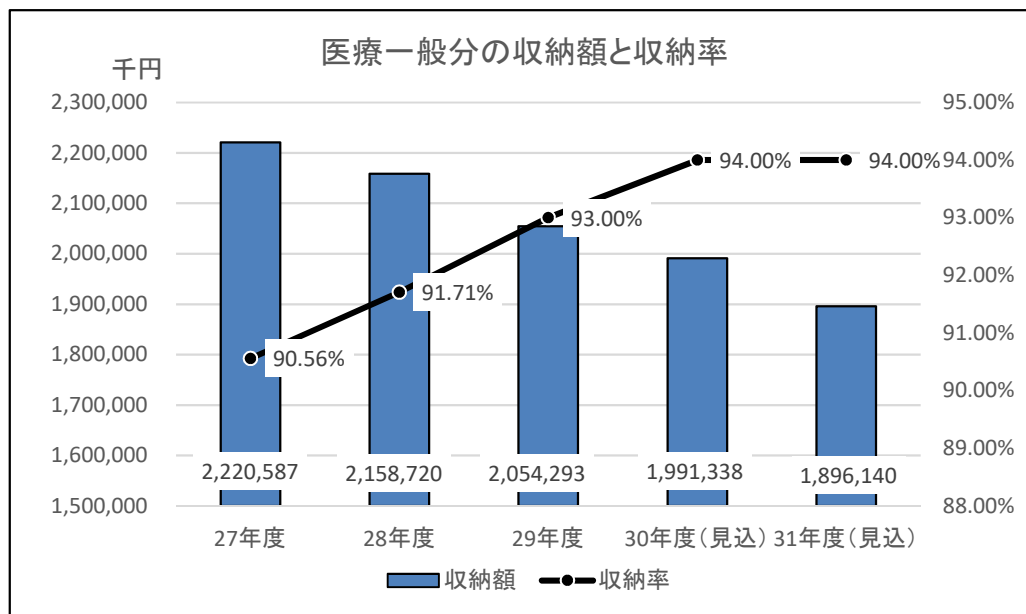
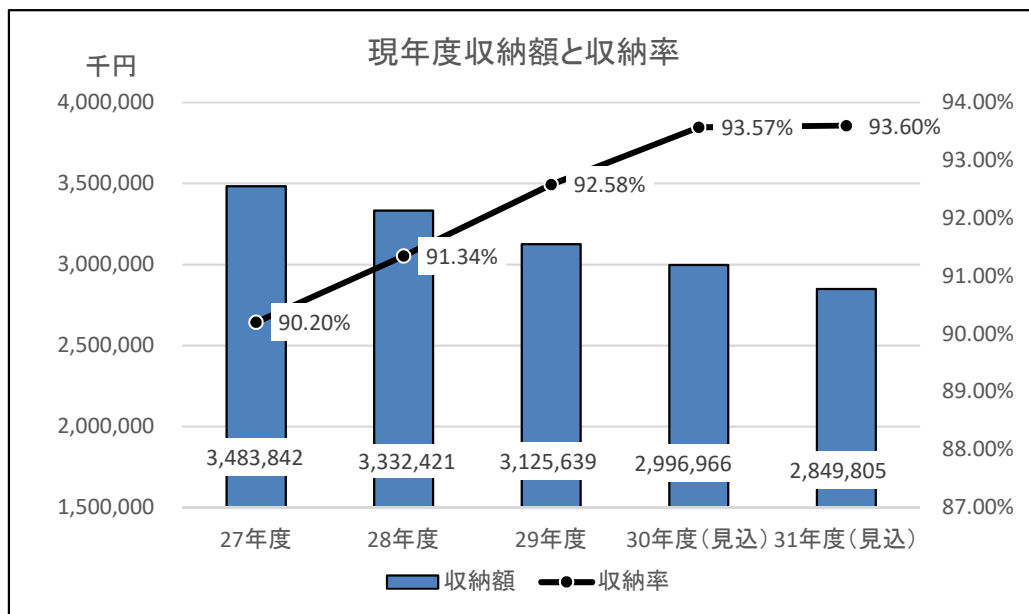
		平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度見込	平成31年度見込	
世帯数	一般	23,114	22,500	21,685	21,036	20,344	
	退職	729	437	201	59	3	
	合計	23,842	22,937	21,885	21,095	20,347	
被保険者数	一般	若人	19,895	18,687	17,449	16,626	15,790
		65歳~69歳	8,704	8,861	8,175	7,238	6,339
		70歳以上	9,468	8,886	8,846	9,087	9,246
		計	38,067	36,433	34,469	32,951	31,374
	退職	1,460	817	383	116	5	
	合計	39,527	37,250	34,852	33,067	31,379	
	対前年度比	0.9684	0.9424	0.9356	0.9488	0.9490	
介護2号被保険者(再掲)	一般	10,938	10,629	10,198	9,946	9,513	
	退職	1,301	740	341	102	5	
	合計	12,239	11,368	10,539	10,048	9,518	

※世帯数、被保険者数は4月-3月ベースの平均値



※%は全体に占める割合

# 現年度収納額と収納率の推移



平成31年度本係数に基づく本市における納付金及び保険税額について

1 医療分

納付金額	医療分（一般分）①
	3,202,001,379円

(参考)

左記の納付金額に反映された激変緩和の額	△ 187,631,375円
---------------------	----------------

○必要な保険税額

納付金額（上記①）に納付金とは別に歳出が必要なもの（下記②）を加えると同時に、税以外の歳入が見込まれるもの（下記③）を控除した金額（下記④）を算出する。

保険税算定のための調整項目（＋）		保険税算定のための調整項目（－）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健事業費</li> <li>・医療費適正化の対策事務費</li> <li>・特定健診に関する費用</li> <li>・予備費</li> <li>・諸支出金</li> </ul> 等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険者支援制度</li> <li>・国特別調整交付金</li> <li>・県繰入金</li> <li>・保険者努力支援制度</li> <li>・過年度の保険税収納</li> <li>・諸収入</li> </ul> 等	
合計②	173,132,400円	合計③	884,711,148円

必要な保険税額④（※1）  
①+②-③

2,490,422,631円
----------------

※1…軽減されている金額（一般分）を含む。

○現在の税率で見込まれる保険税額等との差額

所得（※2）	17,259,928千円
被保険者数（※3）	31,374人
世帯数（※4）	20,344世帯

現在の税率で見込まれる調定額⑤

2,043,100,034円
----------------

収納率⑥

94.00%
--------

※2…平成30年9月末時点での所得情報に、平成31年度の被保険者数の減少率等を反映させた市の推計値。

※3、4…市の推計値を使用。

★賦課限度額の引き上げや軽減対象者拡大を反映済。

保険税見込額⑤×⑥	1,920,514,032円
基盤（軽減分）見込額	339,583,646円
条例減免分補填額	7,544,000円
合計⑦	2,267,641,678円

必要な保険税額との差額⑦-④

△ 222,780,953円
----------------

(参考：現在の税率)

所得割	均等割	平等割
6.72%	26,800円	20,600円

2 後期高齢者支援金分

納付金額	支援金分（一般分）①
	998,608,524円

(参考)

左記の納付金額に反映された激変緩和の額	0円
---------------------	----

○必要な保険税額

納付金額（上記①）に納付金とは別に歳出が必要なもの（下記②）を加えると同時に、税以外の歳入が見込まれるもの（下記③）を控除した金額（下記④）を算出する。

保険税算定のための調整項目（＋）		保険税算定のための調整項目（－）	
なし		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険者支援制度</li> <li>・過年度の保険税収納</li> </ul>	
合計②	0円	合計③	132,416,959円

必要な保険税額④（※1）  
①+②-③

866,191,565円
--------------

※1…軽減されている金額を含む。

○現在の税率で見込まれる保険税額等との差額

所得（※2）	16,622,614千円
被保険者数（※3）	31,374人
世帯数（※4）	20,344世帯

現在の税率で見込まれる調定額⑤

782,099,096円
--------------

収納率⑥

94.00%
--------

※2…平成30年9月末時点での所得情報に、平成31年度の被保険者数の減少率等を反映させた市の推計値。

※3、4…市の推計値を使用。

★賦課限度額の引き上げや軽減対象者拡大を反映済。

保険税見込額⑤×⑥	735,173,150円
基盤（軽減分）見込額	130,115,150円
条例減免分補填額	2,901,000円
合計⑦	868,189,300円

必要な保険税額との差額⑦-④

1,997,735円
------------

(参考：現在の税率)

所得割	均等割	平等割
2.67%	10,200円	8,000円

### 3 介護納付金分


(参考)

納付金額	介護分(一般+退職)①	左記の納付金額に反映された激変緩和の額	△ 17,889,325円
	370,417,092円		

#### ○必要な保険税額

納付金額(上記①)に納付金とは別に歳出が必要なもの(下記②)を加えるととも、税以外の歳入が見込まれるもの(下記③)を控除した金額(下記④)を算出する。



保険税算定のための調整項目(+)		保険税算定のための調整項目(-)	
なし		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険者支援制度</li> <li>・過年度の保険税収納</li> </ul>	
合計②	0円	合計③	57,951,134円

必要な保険税額④(※1)
①+②-③
312,465,958円

※1…軽減されている金額を含む

#### ○現在の税率で見込まれる保険税額等との差額

所得(※2)	5,187,219千円		現在の税率で見込まれる調定額⑤	248,104,185円		
被保険者数(※3)	9,518人			収納率⑥	89.10%	
世帯数(※4)	8,083世帯			保険税見込額⑤×⑥	221,060,829円	
※2…平成30年9月末時点での所得情報に、平成31年度の被保険者数の減少率等を反映させた市の推計値。 ※3、4…市の推計値を使用。 ★賦課限度額の引き上げや軽減対象者拡大を反映済。			基盤(軽減分)見込額	46,364,740円		
			条例減免分補填額	316,000円		
			合計⑦	267,741,569円		
			<table border="1"> <tr> <td>必要な保険税額との差額⑦-④</td> <td>△ 44,724,389円</td> </tr> </table>		必要な保険税額との差額⑦-④	△ 44,724,389円
必要な保険税額との差額⑦-④	△ 44,724,389円					

(参考:現在の税率)

所得割	均等割	平等割
2.62%	11,600円	6,000円

必要な保険税額との差額(全体分)	△ 265,507,607円
------------------	----------------



平成31年度本係数時の近隣市の標準保険料率の比較（兵庫県算出）

No	市町名	医療分			支援金分			介護分		
		所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
1	神戸市	7.67%	31,234円	21,961円	2.78%	11,262円	7,918円	2.99%	15,587円	7,280円
2	尼崎市	7.90%	32,132円	22,593円	2.53%	10,244円	7,203円	2.74%	14,284円	6,671円
3	西宮市	7.67%	31,230円	21,959円	2.74%	11,107円	7,810円	2.65%	13,826円	6,457円
4	芦屋市	7.22%	29,390円	20,665円	2.72%	11,016円	7,745円	2.61%	13,594円	6,349円
5	伊丹市	7.66%	31,182円	21,925円	2.75%	11,154円	7,842円	2.94%	15,321円	7,155円
6	宝塚市	7.96%	32,388円	22,773円	2.70%	10,946円	7,697円	2.50%	13,065円	6,101円
7	川西市	7.36%	29,956円	21,063円	2.57%	10,395円	7,309円	2.60%	13,579円	6,342円
8	三田市	6.69%	27,243円	19,155円	2.69%	10,884円	7,653円	2.46%	12,842円	5,997円
9	猪名川町	5.85%	23,793円	16,730円	2.82%	11,414円	8,026円	2.50%	13,064円	6,101円
	上記市町の平均	7.33%	29,839円	20,980円	2.70%	10,936円	7,689円	2.67%	13,907円	6,495円
	県内41市町の平均	6.88%	28,001円	19,688円	2.68%	10,856円	7,633円	2.54%	13,270円	6,197円

※上記資料には賦課限度額引上げによる影響は反映されていません。